

会 告 7

評議員選出方法の変更に伴う規則の改定について

2015年3月31日を以て現評議員の任期が満了となりますので、次期評議員(任期：2015年4月1日～2017年3月31日)の選出が必要となりますが、今回より選出方法を選挙から資格審査へと変更致します。

この評議員選出方法の変更に伴い、以下のような規約の改定を行いました。改定後の全文は本誌巻末に掲載致します。(評議員資格の業績基準は、選任細則の補則第31条をご覧ください。)

評議員資格の申請受付は、9月1日から9月30日までを予定しており、詳細は「気管支学」36巻4号(7月25日発行予定)の会告とホームページでお知らせ致します。

なお、移行措置として、2013年4月1日就任の評議員は、2019年3月31日まで3期6年間評議員に就任する資格を有することと致します。

NPO 法人日本呼吸器内視鏡学会

理事長 池田 徳彦

規則改定委員会

委員長 谷田 達男

I. 定款

第7章 評議員及び評議員会

(評議員)

第38条 この法人に、評議員 ~~300~~名以内を置く。
(削除)

II. 定款施行細則

第4章 役員及び評議員

第10条 (選挙評議員)
(削除)

1. 本法人に ~~270~~名を限度として選挙評議員を置き、推薦評議員とともに評議員会を構成し本法人の運営に関する事項を審議する。
(削除) (削除)

~~2. 評議員数は定めない。~~
(追加)

~~2. 選挙評議員は正会員の投票により選出し、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。~~
(削除)

~~任期は4月1日に就任して、2年後の3月31日までとする。~~
(削除)

~~3. 評議員は別に定める評議員資格審査委員会の審査により選出し、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。任期は4月1日に就任して、2年後の3月31日までとする。~~
(追加)

~~4. 評議員は評議員会費として年額5,000円を納入する。~~
(追加)

第11条 (推薦評議員)

評議員推薦委員会は、30名を限度として推薦評議員を推薦することができる。任期及び評議員会費は
(変更)推薦評議員選考委員会 (追加)

選挙評議員に準ずる。評議員推薦委員会については別途細則を定める。
(変更)第10条に定める (変更)推薦評議員選考委員会

附則

第2項

(7) 本細則は2014年(平成26年)4月13日より施行する。
(追加)

Ⅲ. 選挙細則

(変更)選任

第1章 総則

第1条 (目的)

NPO法人日本呼吸器内視鏡学会(以下本法人という。)は、本法人の会務の遂行と事業の円滑な運営を図ることを目的として、役員及び評議員の選挙制度に関する規則、並びに名誉会長、名誉会員、特別会員の推戴に関する規則(以下本細則という。)を定める。
(変更)選出

第3条 (定款及び定款施行細則との関係)

役員及び評議員の選挙については、本法人定款及び定款施行細則に定める他は、本細則によって行う。
(変更)選出

第2章 選挙管理委員会

第4条 (選挙管理委員会)

本細則の目的達成と、選挙実務の円滑な運営を図るために、本法人定款施行細則第12条に基づき、選挙管理委員会を置く。
(変更)第14条

2. 選挙管理委員会は、選挙管理委員長及び委員により構成し、選挙に関する実務を遂行するとともに、実務に携わる者を管掌する。

第5条 (委員長及び委員)

選挙管理委員長は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

2. 委員は若干名とし、委員長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。但し、委員には本会の8支部の所属者各1名以上を加えなければならない。
(削除)

第3章 選挙方法

第8条 (評議員の選任)

(削除)

評議員の選任については、本細則第3章各条及び第7章各条に定める。
(削除)

第9条 (無効投票)

(変更)第8条

次の投票はこれを無効とする。

1. 所定の投票用紙を使用しないもの。
2. 記載した氏名あるいは記号を判読することができないもの。
3. 無記名投票の場合に、投票用紙に投票者の記名のあるもの。
4. 被選挙権を持たない者に投票したもの。但し、連記投票の場合に限り、それ以外の者に対する投票は

有効とする。

5. 連記投票の場合に、同一人を重複して記載したもの。但し、この場合は1票のみ有効とする。それ以外の者に対する投票は、これを有効とする。
6. 連記投票の場合に、定められた数を超過して投票したものはすべての票を無効とする。
7. 単記投票の場合に、複数の氏名を記載したものはすべての票を無効とする。
8. 評議員会における選挙において、議長が投票終了を宣した後に投票したもの。
9. 郵送投票選挙において、指定期日までに投票用紙が選挙管理委員会宛に届かないもの。

第10条（立候補の届け出と公示）

(変更)第9条

役員及び評議員の選挙は、立候補を原則とし、立候補の意志あるものは所定の書式を指定期日までに理事長宛に郵送する。

2. 理事長は、本条第1項記載の事項を記録した選挙公報を発行することによりこれを公示し、役員選挙を行う10日前までに、評議員への送付を完了しなければならない。
- ~~3. 評議員選挙の場合の会員への公示は、「気管支学」の会告及び本細則第26条の各条に定める有権者名簿の送付をもってこれに替える。~~
(削除)

第11条（開票）

(変更)第10条

役員及び評議員選挙の開票にあたっては、有効得票の最も多い者から順次当選者とする。

2. 理事長は、役員及び評議員選挙の開票時に、会員の内から2名以上の開票立会人を指名する。
3. 開票立会人は、開票を監査する。

第12条（同数得票）

(変更)第11条

役員選挙において、同数得票者のいずれかを役員とする場合は、開票立会人立ち会いの下に、選挙管理委員長が抽選によってこれを決定する。

第13条（無投票）

(変更)第12条

役員選挙において、立候補者数あるいは被推薦者数が定数に合致し、又は定数に満たない場合、当該立候補者又は被推薦者を無投票で選任する。但しこの場合は評議員会において信任を得なければならない。

第4章 会長、副会長及び次期副会長の選任

第14条（会長、副会長）

(変更)第13条

1. 会長選挙、副会長選挙は原則としてこれを行わず、前年度の副会長が会長に、前年度の次期副会長が副会長に就任する。
2. 会長、副会長の任期は本法人定款施行細則第6条第1項及び第2項に定める。
3. 副会長に事故ある時、又は欠けた時は、次期副会長がその職務を代行し、理事長は評議員による副会長選挙をすみやかに実施する。選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。

第15条（次期副会長）

(変更)第14条

次期副会長の選任について、次の通り定める。

1. 評議員は、次期副会長選挙に立候補する権利を有する。
2. 次期副会長選挙は評議員会において理事長がこれを行う。選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。
3. 次期副会長の任期は本法人定款施行細則第6条第3項に定める。
4. 次期副会長に事故ある時、又は不測の事故により欠けた時は、理事長は評議員による次期副会長選挙をすみやかに実施する。選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。選挙の施行が困難な場合、理事長は、理事の内より次期副会長職務代行者を任命することができる。
5. 前項の選挙により選出された次期副会長、又は理事長により任命された次期副会長職務代行者の任期は、前任者の残余期間とする。
6. 理事長により任命された次期副会長職務代行者は、本細則第14条第1項に定める副会長となることはできない。但し本細則第14条第3項に基づいて選任されることを妨げない。評議員による選挙で選任された次期副会長はこの限りでない。

第5章 理事及び監事の選任

第16条（理事の選任）

(変更)第15条

理事の選任について、次の通り定める。

1. 理事の定数は本法人定款第13条第1項に定める。
2. 理事は評議員の中から選挙により選出する。
3. 理事の被選挙権を有する評議員は、当該選挙に立候補することができる。
4. 選挙により選出する理事は、28名を限度として、本法人定款施行細則第19条に定める支部長兼務理事及び副支部長兼務理事を減じた数とする。
5. 選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。
6. 理事に欠員を生じた場合は、当該選挙における次点者が理事に就任し、任期は前任者の残余期間とする。

第17条（監事の選任）

(変更)第16条

監事の選任について、次の通り定める。

1. 監事の定数は、本法人定款第13条第1項に定める。
2. 監事選挙は評議員会において理事長がこれを行う。
3. 立候補あるいは推薦の有無にかかわらず、次期役員予定者及び既に監事を務めたことのある評議員を除くすべての評議員は、監事の被選挙権を有する。
4. 選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。
5. 監事に欠員を生じた場合は、当該選挙における次点者が就任し、任期は前任者の残余期間とする。

第6章 支部長及び副支部長の選任

第18条（支部長及び副支部長の選任）

(変更)第17条

支部長及び副支部長の選任について、次の通り定める。

1. 支部長及び副支部長は、支部毎に当該地区評議員の互選とする。
2. 選挙は、選挙管理委員会の定めた方法による。
3. 支部長及び副支部長は理事（支部長兼務理事及び副支部長兼務理事）に就任する。
4. 選挙にかかる費用は、本法人が負担する。
5. 選挙の実務は、本細則第5条に定める選挙管理委員が担当する。

第7章 評議員の選任

第19条（評議員の種類）

(変更)第18条

本会には、選挙により選出される評議員(以下選挙評議員という。)~~と推薦評議員選考委員会の推薦により選任される推薦評議員~~(以下推薦評議員という。)を置く。
(追加) (変更)がある。 (削除) (追加)

第20条（定義）

(削除)

~~単に評議員という場合は、選挙評議員と推薦評議員の双方をいう。~~
(削除)

~~本細則第23条に定める評議員の被選挙権を有する者を以下被選挙権有権者といい、選挙権を有する者を単に有権者という。~~
(削除)

第19条（審査の公示）

(追加)

評議員資格審査の会員への公示は、「気管支学」の会告で行う。
(追加)

第20条（評議員資格の有効期間）

(追加)

評議員資格審査委員会の審査により認められた者は、評議員に就任する資格を6年間有する。
(追加)

第21条（評議員資格申請条件）

(追加)

1. 本法人気管支鏡専門医であること。
(追加)
2. 評議員資格申請時に年会費を完納していること。
(追加)
3. 評議員に就任する年の1月1日現在で65歳未満であること。
(追加)
4. 補則に示す評議員資格審査の業績基準を満たしていること。
(追加)

第22条（評議員の選任）

(追加)

評議員資格審査委員会により評議員資格を認められたものは理事会に評議員就任願いを提出し、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。評議員就任願いを提出するには、以下の条件を満たしていなければならない。
(追加)

1. 本法人気管支鏡専門医であること。
(追加)
2. 評議員就任願い提出時に年会費を完納していること。
(追加)
3. 評議員に就任する年の1月1日現在で65歳未満であること。
(追加)
4. 評議員在任期間が評議員資格有効期間内であること。
(追加)

【第21条から第29条まで削除】

~~第21条（選挙評議員の定数）~~

~~選挙評議員の定数は、本法人定款施行細則第10条1項に定める。~~

~~2. 支部毎の選挙評議員の定数は、選挙を実施する年の理事会において決定し、選挙管理委員長が公示する。~~

~~第22条（選挙権有権者）~~

~~本会の選挙権は、選挙の年の6月30日現在において前年度までの会費を完納した正会員が有する。~~

~~第23条（被選挙権有権者）~~

~~評議員の被選挙権は、選挙の年の6月30日現在において前年度までの会費を完納した正会員であり、かつ次の条件を満たすものが有する。~~

- ~~1. 卒後10年以上の履歴を有すること。~~
- ~~2. 会員歴が満5年以上であること。~~
- ~~3. 評議員に就任する年の1月1日現在において満65歳未満であること。~~

~~第24条（選挙、選挙区）~~

~~評議員選挙は支部を単位として行う。~~

- ~~2. 支部の選挙評議員の定数は、選挙の年の6月30日現在の会員数によって決定される。~~
- ~~3. 投票方法は、原則として定数の50%以下の連記投票とする。~~
- ~~4. 評議員選挙は、全国同時に、共通の方法で行う。~~
- ~~5. 有権者が評議員の選挙権及び被選挙権を行使できる支部は、選挙の行われる年の6月30日現在における、主たる勤務地とする。~~

~~第25条（訂正申告）~~

~~勤務地に異動があった場合は、訂正の申したてにより選挙区を変更することができる。~~

~~2. 訂正申告の有効期間は、当該選挙の都度、選挙管理委員長が公示する。~~

~~第26条（有権者名簿）~~

~~選挙管理委員長は選挙権、被選挙権者名簿の作成について、次の手続きを行う。~~

- ~~1. 支部毎に、選挙権及び被選挙権を有する会員を記載した選挙人名簿（第1次名簿）を作成し、選挙の年の7月31日までに会員に送付する。~~
- ~~2. 第1次名簿送付と同時に、立候補及び名簿の訂正を受け付ける。~~
- ~~3. 1次名簿変更後に、再度選挙人名簿（第2次名簿）を作成し、これを有権者名簿とする。~~

~~第27条（無投票）~~

~~立候補者の数が、当該支部の定数に合致し、または満たない場合は、投票を行うことなく立候補者を評議員に選任する。~~

第28条（欠員と異動）

- ~~評議員に欠員を生じたときは、当該選挙区の次点者を繰り上げて評議員とする。~~
- ~~2. 評議員が、所属する支部を変更したことによって生じた欠員の補充は、これを行わない。~~
- ~~3. 評議員が他の支部に異動した場合は、異動した選挙区において引き続き評議員資格を有する。~~

第29条（開票）

~~有効投票の得票数の等しい者が2名以上あった場合は、選挙管理委員長は抽選によって順位を決定する。~~
【第21条から第29条まで削除】

第8章 推薦評議員選考委員会

第30条（推薦委員会）

(変更)第23条

推薦評議員を選任するために、推薦評議員選考委員会（以下推薦委員会という。）を置く。

第31条（推薦委員会の構成）

(変更)第24条

推薦委員会は、理事長、会長、副会長、選挙管理委員長、支部長によって構成する。
(変更)評議員資格審査委員長,

2. 推薦委員会は理事長が主宰する。
3. 推薦委員会は、資格審査に基づく評議員の選挙が行われた後、速やかに開催し、推薦評議員を選考する。
(追加) (変更)選任

第32条（推薦基準）

(変更)第25条

推薦評議員の推薦基準について次の通り定める。

1. 本法人の会員であること。
2. 年会費を完納していること。
3. 評議員に就任する年の1月1日現在で65歳未満であること。
(追加)
4. 本法人に関連する学会において指導的な業績を挙げていると認められること。
(追加)
5. 本法人を構成する会員の専門領域別の代表者として適正であること。
6. その他、推薦委員会の合議により、適正と認められた者。

第33条（諾否の確認）

(変更)第26条

本細則第31条によって推薦された評議員には、あらかじめ本人の諾否を確認し、その選任を確定する。
(変更)第24条 (変更)本人の諾否を確認の上,
理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。
(追加)

第9章 名誉会長、名誉会員、特別会員候補者等の選出

第34条（名誉会長候補者の推戴）

(変更)第27条

理事会は名誉会長候補者を選出し、評議員会・総会の議を経て理事長が推戴する。

第35条（名誉会員候補者の推戴）

(変更)第28条

- 支部長は名誉会員候補者を選出し、理事会・評議員会・総会の議を経て理事長が推戴する。
2. 名誉会員候補者の基準は次の通りとする。

- (1) 満 65 歳以上であること。
- (2) 定款施行細則の第 2 条第 2 項に該当する者。
- (3) 本条第 2 項の規定にかかわらず、理事長又は支部長が名誉会員候補者とするのがふさわしいと認められた者。

第 36 条 (特別会員候補の推戴)

(変更) 第29条

支部長は特別会員候補者を選出し、理事会、評議員会、総会の議を経て理事長が推戴する。

2. 特別会員候補者の基準は次の通りとする。

- (1) 満 65 歳以上であること。
- (2) 定款施行細則第 2 条第 3 項に該当する者。
- (3) 本条第 2 項の規定にかかわらず、理事長又は支部長が特別会員候補者にふさわしいと認められた者。

第 10 章 本細則の修正

第 37 条 (細則の修正及び改定)

(変更) 第30条

本細則の修正及び改定は、理事会の審議承認を得なければならない。

補則

(追加)

第 31 条 (評議員資格審査のための業績基準)

(追加)

- 1) 申請時から遡って過去 6 年間に下記の a), b) 及び c) の業績を合算して 150 点以上有すること
 - a) 本法人学術集会、専門医大会、支部会、WCBIP などへの出席又は発表、これらの学会主催のハンズオンセミナーの受講又はその指導、あるいは呼吸器内視鏡、気管支学に関連深い内外学術団体が主催する全国・世界規模の学術集会などにおける発表
 - b) それらの学術団体の機関誌又はこれに準ずる学術刊行物に掲載した論文
 - c) 呼吸器内視鏡、気管支学に関する学術著書の著者及び分担執筆

注 1. a) b) c) に掲げる業績はその内容が呼吸器内視鏡及び気管支学に関するものであること。その判断は申請時に評議員資格審査委員会が行う。

注 2. 関係の深い国内外団体としては、日本医学会・日本外科学会・日本内科学会・日本呼吸器学会・日本医学放射線学会・日本気管食道科学会・日本肺癌学会・日本結核病学会・日本小児外科学会・日本胸部外科学会・日本レーザー医学会・日本臨床細胞学会・日本臨床検査医学会・日本アレルギー学会・日本移植学会・日本呼吸器外科学会・世界肺癌学会・日本癌学会・日本癌治療学会などとする。本法人以外の地方会、都道府県医師会、施設内検討会などは含まない。WCBIP, APCB 以外の世界規模の学術集会は申請時に評議員資格審査委員会が判断する。

注 3. 機関誌に準ずる国内学術刊行物としては査読のある大学雑誌などとし、病院・センター・施設発行の雑誌、地方会誌、都道府県医師会誌、看護関係の雑誌・学術図書、科学研究費報告書などは含まない。海外の関連領域の刊行物は含む。その判断は申請時に評議員資格審査委員会が行う。

注 4. シンポジウムなどの発表とそのプロシーディングはいずれか一方を評価する。

注 5. まったく同一のタイトル・内容の発表は一方のみをカウントする。欧文と和文で同一内容の論文は一方のみを評価する。

注 6. 内容の審査のために、演題、抄録、論文別冊などの複写を添付して申請する。

2) 新規申請、更新申請には下記の d) 又は e) の条件が必要である。又更新申請においては下記の f) を加算できる。

d) 新規申請では過去 6 年間で本法人学術集会出席 2 回以上

e) 更新申請では過去 6 年間で本法人学術集会出席 3 回以上及び本法人評議員会出席 3 回以上（委任状の出席はカウントしない。評議員会出席の加算は 2012 年以降開催のものとする。）

f) 更新申請では過去 6 年間の本法人学術集会、専門医大会、支部会、WCBIP などでの座長・司会

注 7. d) 又は e) は、2014 年の申請時から必要条件となる。本法人学術集会、専門医大会、WCBIP などの座長・司会は 2014 年の申請時から更新時に限ってカウントできる。2012 年以降の評議員会出席はカウントすることができる。

注 8. 支部会の出席、発表、座長・司会はそれぞれ 1 年間に 1 回だけカウントできる。（これは支部によって支部会の開催回数が異なることによる。）

＜評議員資格審査のための業績基準表＞

	新規	更新	
	筆頭者	筆頭者	共同演者（共著者）
本法人学術集会出席	10	10	
本法人学術集会発表	5	5	3
本法人学術集会座長，司会	—	5	
本法人評議員会出席	—	5（2012年以降開催のもの）	
気管支鏡セミナー出席	10	10	
気管支鏡セミナー発表	5	5	—
学術集会時ハンズオンセミナー出席	5	5	
学術集会時ハンズオンセミナー指導	5	5	—
本法人専門医大会出席	10	10	
本法人専門医大会発表	5	5	2
本法人専門医大会座長，司会	—	5	
支部会出席（年1回算定可）	5	5	
支部会発表（年1回算定可）	5	5	2
支部会座長司会（年1回算定可）	—	2	
支部会主催講習会受講（ハンズオンセミナーを含む，年1回算定可）	5	5	
支部会主催講習会指導（ハンズオンセミナーを含む，年1回算定可）	5	5	
関連他学会学術集会（総会）発表	3	3	1
WCBIP 出席	10	10	
WCBIP 発表	5	5	3
WCBIP 座長，司会	—	5	
APCB 出席	5	5	
APCB 発表	3	3	1
APCB 座長，司会	—	3	
気管支学，JOB，Respirology，Chest など	10	10	5
関連他学会機関誌など	5	5	3
著書	10	10	5
指導医	10	10	
必要点数	150		

WCBIP World Congress for Bronchology and Interventional Pulmonology（2010年以前の WCB World Congress for Bronchology を含む）

APCB Asian Pacific Congress for Bronchology

JOB Journal of Bronchology

※申請にあたっては上記の学術集会，セミナー，評議員会，支部会などの参加証，さらに業績内容がわかるように学会発表の抄録，論文などのコピーを添付すること。

※論文の掲載が決定しているが申請時に印刷されていない場合には，その学会または雑誌の編集委員会が発行する掲載証明書を添えること。

附則

2. (6) 本細則は2014年(平成26年)4月13日より施行する。尚、移行措置として、2013年(平成25年)4月1日就任の評議員は、2019年(平成31年)3月31日まで3期6年間評議員資格を有する。
(追加)